

預金口座振替規定

私は株式会社北洋銀行（以下甲という）から請求された金額を私名義の北洋-JCBデビット入会申込書に記載の預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

- 1.甲からのJCBデビットカード取引利用代金等の請求については、私に通知することなく、甲の指定する日（当日が金融機関休業日の場合には翌営業日）に請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、総合口座規定または預金規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出はしません。
- 2.振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を甲に返戻してもさしつかえありません。また、振替日以降任意の日に、甲から請求のあった金額（振替日請求額の全額または一部）を引落しのうえ支払ってもさしつかえありません。
- 3.この契約を解約するときは、私から甲に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり甲から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出しない限り、甲はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
- 4.この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、甲の責めによる場合を除き、甲には迷惑をかけません。